

## 西宮市市民交流センターの指定管理者の指定について

西宮市では、西宮市市民交流センターについて、次のとおり指定管理者を指定しました。

### 1. 対象施設

西宮市市民交流センター  
(西宮市高松町20番20号)

### 2. 指定管理者として指定した団体

団体名 特定非営利活動法人コミュニティ事業支援ネット  
代表者 理事長 東 朋子  
所在地 西宮市櫛塚町2番20号

### 3. 指定管理者に行わせる業務

- (1) 市民交流センターの施設等の提供及び団体に対する支援業務
- (2) 市民交流センターの使用許可、不許可に関する業務
- (3) 市民交流センターの使用料等の徴収、減免及び返還に関する業務
- (4) 市民交流センター及び附帯設備等の維持管理に関する業務
- (5) その他、モニタリングに係る利用者アンケート等に関する業務等市民交流センターの設置目的を達成するため市長が必要と認める業務

### 4. 指定期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで